
平成30年大和町議会12月定例会議会議録

平成30年12月7日（金曜日）

応招議員（17名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	欠員
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	浅野俊彦君	18番	馬場久雄君

出席議員（17名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	14番	高平聡雄君
5番	槻田雅之君	15番	堀籠日出子君
6番	門間浩宇君	16番	大須賀啓君
7番	渡辺良雄君	17番	中川久男君
8番	千坂裕春君	18番	馬場久雄君
9番	浅野俊彦君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	産業振興課長	文 屋 隆 義 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	都市建設課長	蜂 谷 俊 一 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	上下水道課長	熊 谷 実 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	三 浦 伸 博 君
総 務 課 長	後 藤 良 春 君	教育総務課長	小 川 晃 君
まちづくり 政 策 課 長	千 葉 正 義 君	生涯学習課長	櫻 井 和 彦 君
財 政 課 長	千 坂 俊 範 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	蜂 谷 祐 士 君
税 務 課 長	千 葉 喜 一 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	遠 藤 秀 一 君
町民生活課長	村 田 良 昭 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 塚 弘 志 君
子 育 て 支 援 課 長	内 海 義 春 君	公 民 館 長	阿 部 昭 子 君
保健福祉課長	櫻 井 修 一 君		

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 義 則	議事庶務係長	本 木 祐 二
次 長	野 田 美 沙 子		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午後1時28分 開 議

議 長 (馬場久雄君)

皆さん、こんにちは。おそろいでございますので、ただいまから本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (馬場久雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番今野信一君及び3番犬飼克子さんを指名します。

日程第2「議案第68号 大和町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」

議 長 (馬場久雄君)

日程第2、議案第68号 大和町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第68号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3「議案第69号 大和町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部
を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第3、議案第69号 大和町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第69号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第70号 大和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第4、議案第70号 大和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第70号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第71号 大和町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費
に関する条例の一部を改正する条例」

議 長 （馬場久雄君）

日程第5、議案第71号 大和町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する
条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第71号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第72号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例」

議 長 （馬場久雄君）

日程第6、議案第72号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議
題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第72号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第73号 大和町組織見直しに伴う関係条例の整理に関する
条例」

議 長 （馬場久雄君）

日程第7、議案第73号 大和町組織見直しに伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第73号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第74号 平成30年度大和町一般会計補正予算」

議 長 （馬場久雄君）

日程第8、議案第74号 平成30年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。7番渡辺良雄君。

7 番 (渡辺良雄君)

事項別明細書6ページの無線放送施設管理費14万1,000円というふうにあるんですが、委託料ですね。道路パトロール車のというようなご説明いただいたんですが、ちょっとわからなかったのもう一回ご説明いただけないかなと、どういう中身なのかちょっと理解できなかったのもう一回ご説明もう一回お願いできないかというのが1点でございます。

それから、同じく事項別明細書15ページ、公園費のもみじヶ丘公園の3,123万3,000円ということで、3回の入札不調の後見直しというようなご説明いただいたんですが、これはどのようなことだったのか、その入札で上がっていたと、見積もりが少しおかしかったのかどうか、そんなような疑問を少し抱いてしまったんですが、その辺のところをもう一度ご説明いただけたらというふうに思います。以上、2点です。

議 長 (馬場久雄君)

危機対策室長蜂谷祐士君。

総務課危機対策室長 (千葉正義君)

それでは、渡辺議員さんのご質問にお答えします。

無線放送施設管理費でございますが、13施設の委託料でございますが、今現在、都市建設課の所管の道路パトロール車2台ございまして、それに無線機を1台ずつ設置しているわけでございますが、今度新しくこのパトロール車が更新されるという形でございますので、今度新しくなる車に対して移設をお願いするというその費用でございます。以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長 (蜂谷俊一君)

7款4項3目の公園費、工事請負費でございます。もみじヶ丘歩道橋の工事関係で

ございます。今まで、7月、8月、9月ということで3回ほどやったんですけれども、1度目は1社だけ、そのときにはその業者のほうで、いわゆる構造物等のメンテが主という形でして、積算内容についてはうちのほうもそのときに状況を確認はさせてもらったんですけれども、橋梁関係なものですから、橋梁の部分については積算内容的にうちのほうと遜色ないような状況でございました。ただ、土工関係、いわゆる一般の土工の作業する部分についてちょっとうちのほうの積算より高かったと、イメージ的には多分その部分を外注するのかなという形で一応うちのほうでは1回目はそういう形で見ていた状況でございます。ただ、1回目についてはその1社のみ形だったので、であればもう一回同じで2回目やってみましょうということで、2回目やらせていただきました。2回目については、逆に今度土木を主にする業者のほうからの応札がございました。それについても状況を確認すると、逆に土木のほうでうちのほうの積算内容にほとんど近い積算。ただ、橋梁のほうは逆に外注するという部分があったようで、その辺で差が出ていたと。その辺も踏まえてであれば、区域の指定をなしにして日本全国から手を挙げてもらいたいということで、区域指定なしで3回目をやったんですけれども、今回手を挙げていただくところがなかったと。今回の変更については、県のほうからもいろいろ指導をいただきまして、まず橋梁の足場関係、一般足場ということで今まで見ていたのを橋梁の補修用の足場で見れるよという話をいただきました。その後、それにあわせて諸経費の部分もD I D区域と、いわゆる人口が集中している区域の部分で作業する場合は経費を上げられるよというものも該当するという話をいただきまして、今回こういう形で補正をお願いするという格好でございます。よろしく申し上げます。

議長 (馬場久雄君)

ほかにございませんか。4番馬場良勝君。

4番 (馬場良勝君)

それでは、私のほうから3点ほどお伺いをしたいと思います。

事項別明細書の6ページ、2款1項5目11節の需用費の中で光熱水費328万ほど上がっておりますが、中身どのようなものなのか、ちょっと額がほかと比べて高いのかなと感じますのでどのようなものかをお教えいただきたいと思います。

それから、16ページの9款2項の1目の18節の備品購入費146万ほどですが、机、椅子、パーティションということだったんですが、何をどのぐらいお買いになられる

のか詳細わかればお教えいただきたいと思います。

それから、18ページの9款5項1目備品購入費ございました。その中で委託料等も含まれるのかもしれませんが、廃棄する部分と購入される部分と、というお話があったんですけども、どのようなものをどのような理由で廃棄されて新たにどのようなものという詳細をお教えいただければと思います。以上です。

議 長 （馬場久雄君）

財政課長千坂俊範君。

財政課長 （千坂俊範君）

それでは、馬場議員のご質問にお答えします。

2款1項5目財産管理費の光熱水費でございますけれども、こちらの光熱水費につきましては庁舎の光熱水費、特に電気料ということでございます。ことしの夏が大分高温もありまして、7、8月の使用料が大分大きくなったというのが1点でございます。デマンド契約という契約になっておりまして、ピークが高くなるのがあると基本料金がちょっと上がってしまうというところがございまして、そういったのが要因でございます。あともう一つは、原油の関係で電気料自体少し従量料金も上がっておりますので、そういったものをあわせた上での憶測ということでの見込みでございますので、よろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

教育総務課長小川 晃君。

教育総務課長 （小川 晃君）

それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。

9款2項1目の18節備品購入費146万9,000円の内訳ということでございます。内容的には、吉岡小学校で児童数の増加で児童用の机、椅子が各40。それから、学級数が現在の27学級から来年の4月29学級にふえる予定でございまして、先生の事務机、椅子が各4、それから来年新しく肢体不自由児学級が必要になります。それで、現在の特別支援学級を2つに分ける必要がございますので、そのためのパーティション。それから、吉田小学校でこれも現在6学級が7学級に1学級ふえますので、先生の机、椅子、各1。あと、吉田小学校で新しく知的の障害をお持ちになったお子さんの特別

支援学級を新しくつくるということで、これも今ある特別支援学級を2つに分けると
いうことでのパーティション。それから、鶴巣小学校につきましても来年4月から知
的と情緒障害の特別支援学級を新しくつくるというところで、現在の相談室を2つに
分けて新しく学級をつくるというところでのパーティションとそういったテーブル、
そういったような備品の購入費用でございます。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

生涯学習課長櫻井和彦君。

生涯学習課長 （櫻井和彦君）

お答えいたします。

備品関係の購入とそれから処分関係でございますが、初めに、基本的には処分す
るものを新しく購入する、入れかえるのが基本でございますが、トレーニング室に関
しましては若干機器のほうをふやすものもでございます。初めに、処分いたしますもの
でございますが、トレーニング機器関係でございますとランニングマシン、エアロ
バイク、それからダンベルセットの関係、これはラックとかも含めてございます。そ
れから、フラットベンチ、といいますのは腹筋とかやるマシンですね、そういった
ものが何種類かあります。それらを処分するものでございます。それから、トレーニ
ング室以外、ほかの体育館のところを使うものでございますが、卓球台、これは今の
ところ20台近くを廃棄する予定にしております。それから、審判台、バレーボールの
審判台です。それから、バドミントンの支柱、それからテニスの支柱などを廃棄する
予定といたしております。

新たに購入する部分でございますけれども、トレーニング室に関しましては先ほど
申し上げました廃棄したものに加えまして、これ名前がスミスマシンっていうんで
すけれども、バーベルを上げるような、置くような器械。それから、血圧計、それか
らラバープレートセットといいまして、これは重りです、ラバーのプレートというこ
とで。それから、バーベルを置くラック類。それから、バーベルのバーとしてこれは
オリンピックバーというんですけれども、こういったものを新しく購入する予定でご
ざいます。それから、トレーニング機器以外では先ほど申し上げました卓球台、それ
から卓球のスクリーン、会場内にボールが転がっていかないようにカバーするもので
す。それから、バドミントン支柱、テニス支柱、バレーの審判台。あわせてましてステ
ージ上で使いますテーブル、椅子類、それからアリーナの音響設備等を購入する予定

にしているところでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

4番馬場良勝君。

4番（馬場良勝君）

今、ご説明をいただいたところでございます。最後の点だけちょっともう一度質問をさせていただきたいと思うんですが、この廃棄するものの中にまだ使えそうなものとか、いわゆる卓球台とかは多分相当年数たっても使えるものもあるのではないかなと推測されるんですが、生涯学習課さんのほうでちょっとあれなんですけれども、各学校で小学校等々、中学校等々でもしそのまだ古い台を使っているところとか。あとは、トレーニング機器であれば、例えば研修センターとか体育館のありそうなそういうところに配置をするような、そういう議論とかお考え等とかはなかったのでしょうか。まず、そこをお伺いします。

議長（馬場久雄君）

生涯学習課長櫻井和彦君。

生涯学習課長（櫻井和彦君）

先日、社会文教常任委員会でご説明させていただいた際もそういったご意見を頂戴いたしました。卓球台なんですけど、かなりの台数処分いたしますけれども、実際、物を見ますと足の部分と台の部分をつなぐねじの部分この、台のほうの部分もうぼろぼろになっておまして、現在使っていないものが大部分でございます。中には、あるいは再利用可能なものも見受けられるところがございますが、その辺再利用可能かどうか、財源として交付金のほうを予定しているものですので、その辺の事業との兼ね合いもありますので、そこは検討してまいりたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

よろしいですか。馬場良勝君。

4番（馬場良勝君）

トレーニングマシンのほうについては、どうでしたかね。

議長（馬場久雄君）

生涯学習課長櫻井和彦君。

生涯学習課長（櫻井和彦君）

トレーニングマシンにつきましては、実際処分するものについては、ランニングマシンとかもうかなり年数がたっておりまして、部品の交換であるとか、あるいはもう実際動かないものであるとか、そういったものもございますので、今のところ再利用というのは難しいのかなというふうに思っております。

議長（馬場久雄君）

ほかに質疑はありませんか。1番千坂博行君。

1番（千坂博行君）

それでは、私のほうから1点ほどお伺いします。

事項別明細書14ページ、7款2項2目15節の工事請負費についてです。ちょっと私聞いていた中で2路線の延伸工事というふうに伺ったんですけども、その中で大平幕柳線も入っていたと思うのですが、どのぐらい延長して、私の記憶だと5年計画だったと思うんですが、その分工期が短くなるのかどうかお伺いします。

議長（馬場久雄君）

都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長（蜂谷俊一君）

7、2、2、15節の工事請負費、防衛省補助事業、単独事業関係ですけれども、昨日もご説明の中でちょっと説明させていただいたんですけども、まず、幕柳大平線については当初予定が130メートルだったということで、それを今回倍の260メートルに延伸すると。これに伴いまして、全延長が780メートルほどございますので、昨年の工事とことしの工事を合わせましても520メートルほど残りますけれども、それを極力短期間で終わらせたいなと思ってございますので、今5カ年計画についてはそれを前倒しのような形で今回延長増という格好でお願いするものでございます。よろし

くお願いします。

議長 (馬場久雄君)

よろしいですか(「はい」の声あり)ほかに質疑はございませんか。9番浅野俊彦君。

9番 (浅野俊彦君)

事項別明細書の6ページをお開きいただきたいと思います。2款1項の5目の財産管理費の中で、先ほどの馬場議員のほうからもお話がありました、光熱費のところちょっと確認がしたかったのが、デマンドが上がったんだというお話でありましたが、ことしの夏それほど、どうしてもピークが高い部分夏場になるのかなという気がいたしますけれども、それほど上がる要因が何らかあったのかという部分1つお伺いしたいのと、あと今後、固定的にまたこれが結果上がっていく話になることを考えると、デマンドを下げるというようなそういった取り組みも何らか今後検討必要なんではないのかなと思いますが、どういった現象で継続的に固定的に上がっていく形になるのかをまずちょっとお伺いをしたいのと、あともう一件、同じく14節の土地借り上げ料ということで7万2,000円の計上でございました。シルバー人材センターの事務所移転に伴うというお話でありましたが、これ何台分でどの辺の場所であるのかを確認しておきたいと思います。

議長 (馬場久雄君)

財政課長千坂俊範君。

財政課長 (千坂俊範君)

ただいまの浅野議員のご質問にお答えします。

まず、電気料につきましてなんですけれども、7、8月の使用料がそれ以前の月に比べて30万程度ぐらい増加はしておったんですけれども、その原因までははっきりしたものは確認はしていないんですが、恐らくやっぱり夏場の温度の影響で冷房関係かなというふうには考えているところでございます。デマンドということでございますので、どうしても最大の使用料、ピークの使用料に電気料は引きずられてしまうところがありまして、ピークをカットするような方法、何か今後は考慮をしていかなければならないかなということは考えておりますけれども、そのピークが大きくなるよう

なときに事前に何か知らせるような方法があるということも聞いておりますので、そういうものを考慮していればなというふうには思っております。

あと、もう一つの14節の土地の借り上げ料でございます。シルバー人材センターが事務所7月に移転してまいりましたけれども、その従業員の方の駐車場ということで、保育園の駐車場に利用している一部分を割愛をいただきまして、8台分を確保したところでございます。主には、シルバー人材センターに勤務されている方と、あとそのシルバー人材センターの公用車の置き場という形で利用をしているところでございます。以上になります。

議 長 （馬場久雄君）

9番浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

デマンドを下げるというところをやっぱり、電気料金自体の本当に使用料の単価も下がる話になりますので、上がったからというお話だけではなく、例えば蓄電池を入れるとか、または昼間今、特に夏場太陽光パネルで発電している電気の部分、一部引っ張るようなシステムにしてデマンドを下げる、いろんなデマンドの下げる方法はあるかと思っておりますので、費用対効果を見ながら検討をしていただきたいなというふうな思いがございしますが、もう一度お願いしたいと思っております。

あと、シルバー人材のほうの駐車場は8台、あくまでもじゃあ職員用で一般の方に関しては基本的にはとめられない場所だというふうな理解でよろしいのかなという確認と、地権者の方がどういう思いなのかもわかりませんが、継続的にかかるのであれば一部その土地の購入というところも、もしかするとあるのかもわかりませんし、さまざま費用対効果で長い目で検討いただきたいというふうに思います。最後に一言お願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

財政課長千坂俊範君。

財政課長 （千坂俊範君）

それでは、ただいまのご質問でございますけれども、電気料金の関係につきましては、現在、太陽光パネル設置しまして蓄電池も備えてはおるんですけれども、それい

いわゆる主要電源と系統がつながっているわけではなくて、コンセントの回路は別に独立した形になっていまして、太陽光のほうにつきましては主にコピー機等で電気は活用している形をとっております。一時の使用でこういったふうに電気料が高くなることもありますので、そのピークをいかにカットするかについては今後も検討していきたいなというふうには考えてございます。

あと駐車場の関係でございませけれども、場所的には保育園の職員の方が利用していました昔の役場の駐車場にはなるんでございませますが、現状、シルバー人材センターの公用車と社員の方の車両で台数的にはいっぱいございませして、一般の方の利用はちょっと難しいかなというふうには考えております。ただ、公用車が出たときとかはもしかしたら、そのあいた時間とめられる可能性はあるかなとは思っております。以上でございます。

議長 （馬場久雄君）

よろしいですか（「はい」の声あり）ほかに質疑はございませせんか。3番犬飼克子さん。

3番 （犬飼克子君）

1点だけお聞きします。2款1項13目11節、6ページの諸費の中の需用費の光熱費なんですが、説明をいただいたのはたしか防犯灯ってお聞きしたんですが、防犯灯の2,480のうち5灯が取りかえるのか新設するのか、もし新設する場合はどこに新設するかだけお聞きしたいんですけれども。

議長 （馬場久雄君）

都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長 （蜂谷俊一君）

2款1項の13節諸費、防犯灯の光熱水費関係でございませ。説明の中で2,480基について説明させていただきました。そのうち5基については、もう今年度に整備させていただいた5基を足して2,480基という格好になっているものでございませ。なお、今後も皆様のご要望を受けながら現地を確認しながら今後も整備は行っていかなきゃないかなと思っております。以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)
犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)
5基の場所を教えてくださいなのですが。

議 長 (馬場久雄君)
都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長 (蜂谷俊一君)

済みません、今現在5基がどの場所かというのはちょっと資料として持ってきてご
ざいませので、後ほどご説明したいと思います。済みませんです。

議 長 (馬場久雄君)
よろしいですか(「はい」の声あり)ほかに質疑はございませんか。ないですか。
「なし」と呼ぶ者あり
質疑ないようですから、これで質疑を終わります。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
「なし」と呼ぶ者あり
討論なしと認めます。
これから議案第74号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第75号 平成30年度大和町国民健康保険事業勘定特別会
計補正予算」

議 長 (馬場久雄君)
日程第9、議案第75号 平成30年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
を議題とします。
本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第75号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第76号 平成30年度大和町介護保険事業勘定特別会計
補正予算」

議 長 （馬場久雄君）

日程第10、議案第76号 平成30年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第76号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11「議案第77号 平成30年度大和町後期高齢者医療特別会計補
正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第11、議案第77号 平成30年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第77号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12「議案第78号 平成30年度大和町下水道事業特別会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第12、議案第78号 平成30年度大和町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第78号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13「議案第79号 平成30年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第13、議案第79号 平成30年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第79号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14「議案第80号 平成30年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第14、議案第80号 平成30年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第80号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15「議案第81号 平成30年度大和町水道事業会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第15、議案第81号 平成30年度大和町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。12番平渡高志君。

12番（平渡高志君）

ちょっと関連してお聞きをいたします。きのう国会で水道の民営化法が成立をいたしました。20年後、30年後の水道で赤字が相当出るということでこの法案が通ったんですけれども、大和町の見通しとして今の水道料金より幾ら上がるのかという、この前試算、なんか各自治体でやったようですがその年度、大和町は幾らになるのかちょっとお聞きしたいと思うんですが。将来の予想。

議長（馬場久雄君）

上下水道課長熊谷 実君。

上下水道課長（熊谷 実君）

今、今般の水道法の改正で水道事業に関心を向けていただきまして、まことにありがとうございます。私どものほうでは今新聞報道によります情報しか持っていないわけですが、新聞報道によりますと昨日水道事業の基盤を強化する改正水道法が衆議院本会議で可決されまして成立したというところでございます。これについては、自治体が民間事業者に運営権を売却するコンセッション方式の導入促進が柱となるものでございまして、水道事業の経営改善や水道管老朽化対策につなげるのが目的とされておるところでございます。それで宮城県におきましては、このコンセッション方式の導入を検討しているというところでございまして、これに宮城県では、宮城県上下水一体官民連携運営事業、みやぎ型管理運営方式と申しますけれども、浄水、

水道用水供給事業2事業、工業用水事業3事業、流域下水道事業4事業を対象としておりまして、その3つの事業を一体的に管理するという事で利益を生み出そうということで県で考えておるところでございます。それで、その利益については詳細な説明はないわけでございます。概算で、ただ、県のほうの説明で概算であるのが（「民営化しない場合の将来の大和町の水道事業はどうなるのかということ」の声あり）この場合、ですから民営化自体が県の事業として民営化するわけでございますので、大和町は民営化という検討は入っておりませんので、昨年度の経営戦略のほうでもずっと大和町水道条例の改正のほうでもちょっと触れさせてもらいましたけれども、経営戦略のほうで見えておりますときには、私どものほうでこの民営化の影響は一切考えてはおらないところでございます。

議 長 （馬場久雄君）

12番平渡高志君。

12番 （平渡高志君）

まだ1回目の途中ね。私言っているのは、このまま民営化しないで大和町がこの水道事業でなり立っていけるのかと、将来なんかほかの自治体をマスコミ等々で見ますと、今、二千何百円の水道料金が8,000、1万とか高いところでは2万になるというような自治体が出てくるというような予想されておりますが、大和町の場合は大丈夫なのかなというのを聞きたいんです。

議 長 （馬場久雄君）

今の質問に対して。

上下水道課長 （熊谷 実君）

大和町の、先ほど申し上げましたように水道事業法の改正で31年4月から水道料金を若干、民間の方は下げさせていただいております。その関係で水道事業の料金収入3,000万減額いたしました。その3,000万の減額の理由としているものが宮城県からの受水料金の削減を目指しておるものでございます。大和町の料金収入の70%が受水料金の負担、6億近くの負担になります。この受水料金を見直すことで水道事業の経営は安定したものになるものというふうに考えております。

議 長 （馬場久雄君）
平渡高志君。

1 2 番 （平渡高志君）

それですね、県のほうの受水料でなり立つでしょうから、県のほうが今度上がってきた場合は、結局大和町にも跳ね返ってくるというような感じで村井知事でのこの民営化に全体的でやんなきゃないって言うんですけれども、町長その点、県でそのような指針を出した場合、大和町はどういうふうになるのかちょっと伺いたいです。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

現在、県のほうでその民営化について検討をされておるところです。町のほうに具体的にそのことによってどういった水準で、どういったレベルで金額が上がる下がるといった、そこまではまだ聞いていない状況です。ただ、管理をする、全体の運営とかするに当たって大きいくくりでやったほうが効果的であるということ、そういったことについての説明はいただいておりますが、それぞれの町、少なくとも大和町に、大和町はこのままでいったときにこのぐらい安くなるか高くなるというような具体の数字はまだ示されておらない状況であります。現在です。

議 長 （馬場久雄君）
よろしいですか（「はい」の声あり）ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第81号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16「議案第82号 指定管理者の指定について」

議長（馬場久雄君）

日程第16、議案第82号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。4番馬場良勝君。

4番（馬場良勝君）

それでは、私のほうから3点ほどお伺いをしたいと思います。今回、指定管理団体ということでご説明をいただいたところでございます。その中で、選定経過の中で町の求める水準を満たしているという評価点がですね、その評価点の基準点とその評価点がどのくらいだったのかお示しいただければと思います。

それから、もう一点は、条例の中で第4条で公の施設の効用を最大限に発揮するものであることという文があるんですけども、非常に私からすると立派な施設なんだけれども少し発信力が足りないのかなという感じがするんですが、その点どのようにお考えかをお伺いをいたします。

それから、時給のアップに伴うということでございましたが、その点どのくらいの時給に、元がどのくらいの時給でどのくらいの時給にアップされるのか。その3点をお伺いをしたいと思います。

議長（馬場久雄君）

生涯学習課長櫻井和彦君。

生涯学習課長（櫻井和彦君）

それでは、馬場議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

今回の採点に当たりましては、審査員11名でございまして、当日ご都合により2名の方が欠席しておりました。その方々の総得点を集計いたしまして平均点というものを出示しまして、その点数が25点から15点までのものは指定管理者として決定すると。14点から10点の場合は、最も点数の高い申請者を選定委員会で再度審議するという。9点以下の場合は、再公募かあるいは町が直接管理するか判断をするというような基準でもって審査をさせていただきます、今回、項目が5項目ございます、選定項目。

1つが平等性、2つ目が有効性、3つ目が経済性、4つ目が安定性、5がその他ということで特に定める事項ということになります。それらの得点の平均が18.5点ということでアに該当するというので、最も点数の高い申請者を指定管理者として決定。1社の応募でございましたので、決定したという内容になってございます。

それから、2つ目でございましたが、発信力が弱いんじゃないかと、これは今現在の指定管理者の発信力ということでもよろしいですね。その辺も施設の入場者数等が右肩下がりになってきているところもございまして、その辺今回応募の条件の中に、その入場者数のアップを目指すという項目を入れまして、それに対する提案も頂戴しましてそれも含めて審査を行って、この点数になったということでご理解をいただきたいなというふうに思います。

3つ目でございます。時給でございますが、町のほうといたしましては施設に従事する職員の方ということで、まず全部の施設を管轄する学芸員という方を1名以上配置してくださいというふうにしてございます。その方につきましては、これまで1日当たり5,600円でございます。時給にしますと、7時間換算ですので700円ぐらいですか、違いますね、ごめんなさい。800円ですね、失礼しました。それを今回、学芸員の単価として1,100円ということで決めさせていただきました。決めたというか、それで算定をいたしております。そのほかに、事務員ということでこれまで1日当たり5,300円であったものを時給850円換算にしてございます。そういったことで、県のまず事務員につきましては当然最低賃金をクリアするということがまず大前提でございまして、それから、学芸員につきましてはその専門的知識を生かしていただくということで、ある程度事務員よりは高い金額ということで算定させていただいたものでございます。よろしく願いいたします。

議長 (馬場久雄君)
馬場良勝君。

4番 (馬場良勝君)

評価点と時給については、詳しく説明をいただきました。ありがとうございました。条例内で何度も述べるようになるかもしれませんが、その雇用を最大限に発揮すると、私はすばらしい施設だと思うんですが、その中で、その選定委員の中に副町長入っていらっしゃるんですね。副町長のほうから、その辺に向けてご答弁いただければと思うんですが、いかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

副町長浅野喜高君。

副町長 （浅野喜高君）

それでは、答弁をさせていただきたいと思います。

まず初めになんですが、ことしの4月から議員の議会でも公平な、かつ適正に評価をするために外部委員を入れるというあれもございましたので、ことしから外部委員3名に入らせていただいております。外部委員につきましては、有識者ということで区長会長さん、それから社会教育委員のあの議長さんですか、タカハシ議長さんですね。ササキ議長さんです、済みません。（「エイジ先生」の声あり）エイジ先生、済みません。タカハシエイジ先生です。それから、もう一方、クロカワ、済みません。イシヅカ、くろかわ訪問看護ステーションの所長さんということで3名入らせていただきまして、現在13名の委員で構成をいたしております。それで、委員会でもやはりもう少しPRをしてもっと、実際に利用、訪問者数も大分減ってきていますので、やはり企画もいろんなもっと皆さんが集まるような企画をすべきだということで、今回も実際に応募者に来ていろいろ説明をした際にもそういった今後もっと企画力も高めて、もっと集客をしてほしいということでお話もしていますので、向こうももう少し今後人がふえるような企画をしていきたいということもございましたので、ひとつよろしくお願いをいたしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

ほかに質疑ございませんか。ないですか。生涯学習課長櫻井和彦君。

生涯学習課長 （櫻井和彦君）

申しわけございません。先ほど答弁させていただきました、審査委員会の人数などでございますけれども訂正をさせていただきたいと思います。全部で11名なんですが、2人欠席でございまして、あともう一人は別な議事のみ参加でございまして、この指定管理者の選定には入らなかったということで8名での審査ということになります。よろしくお願いたします。申しわけございませんでした。

議 長 （馬場久雄君）

よろしいですか（「はい」の声あり）ほかに質疑ないようでありますので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第82号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をします。

休憩の時間は10分間といたします。再開は2時40分からといたします。

午後2時24分 休 憩

午後2時39分 再 開

議 長 （馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、先ほどの犬飼克子議員の街路灯に対する質疑で答弁があるということで許します。都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長 （蜂谷俊一君）

一般会計補正予算2款1項13目の諸費の防犯対策費で需用費の防犯灯の新規5基の設置場所でございます。地区については、鶴巣、吉田、落合、杜の丘、吉岡ということで5地区に分かれているものでございます。路線名で言いますと、町道幕柳大平線、これについては大平字の窪川付近という形でございます。あと、吉田のほうについては、県道升沢吉岡線、吉田の沢渡中というところでございます。あと、落合地区については、町道蒜袋相川線、蒜袋のほうに設置したものでございます。あと、杜の丘ということで杜の丘の3丁目5号線の付近に設置したものでございます。あと、吉岡については、国道457号線沿い、吉岡字石川裏17-2地先というものでございます。いずれも各地区の区長さんからのご要望によりまして今年度設置したものでございます。よろしく申し上げます。

日程第17「議案第83号 平成30年度橋梁下部工新設工事（町道吉岡宮床線）請負契約について」

議長（馬場久雄君）

次に、日程第17、議案第83号 平成30年度橋梁下部工新設工事（町道吉岡宮床線）請負契約についてを議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長（蜂谷俊一君）

お時間をいただきまして、大変ありがとうございます。請負契約についての議案でございます。大和町議会12月定例会議議案書議案第83号関係及び議案説明資料のほうをご用意したいと思います。

議案書1ページ、議案第83号 平成30年度橋梁下部工新設工事（町道吉岡宮床線）請負契約についてでございます。

上記工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

1、契約の目的につきましては、平成30年度橋梁下部工新設工事（町道吉岡宮床線）

2、契約方法につきましては、一般競争入札による請負契約であります。

3、契約の金額につきましては、1億1,340万円でございます。うち消費税につきましては、840万円でございます。

4の契約の相手方であります。大崎市古川小野字馬場25番地の1、我妻建設株式会社であります。

別紙議案第83号説明資料のほうで説明させていただきます。1ページをお願いいたします。

地方自治法施行令第121条の2、第1項の規定及び大和町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に規定されております、本工事費の予定価格4番に税抜予定価格を記載しております。金額が1億2,729万円であります。規定及び条例によります金額5,000万円を越すことから議決が必要となるもので、税込額で1億3,747万3,200円となるものでございます。

本工事につきましては、宮城県において進めていただいております、吉田川床上浸

水対策特別緊急事業において1級河川成瀬川水系吉田川の河道掘削を予定しており、現在の橋梁高田中央橋付近については、現況河川幅がおおよそ2倍に広がることにより、現在1景観となっております橋梁を2景観へと改修するための下部工新設工事となるものでございます。

初めに、入札の状況についてであります。1の入札参加条件としましては、(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の各号の規定に該当しないこと。

(2) として平成29年度、30年度大和町建設工事入札参加資格の承認された者で、下記の事項全てに該当するものであることといたしまして、以下①から⑥項目により行ったものでございます。今回の工事、橋梁の下部工、重要構造物ということで⑥公共事業で鉄筋コンクリート構造物50立方メートル以上の施工実績があることを加えたものでございます。

2の入札方法であります。 (1) ダイレクト型一般競争入札とし、(2) 入札書は郵便物により郵送、直接持参のいずれかの方法で指定の期日まで届くようにすることとし、指定期日に間に合わなかったものは失格とし、(3) この入札による参加資格申請者で有資格と判断された者の数が1社の場合でも入札を執行する内容で行ったものであります。

3の入札参加者でございます。入札参加者は記載の4者であります。

4の入札結果の(1) 入札調書であります。11月27日に入札を執行し、同じく記載のとおり結果となったものであります。この工事の予定価格は、消費税を除きます1億2,729万円。低入札調査基準価格については、1億869万5,000円であり、入札の結果、最低価格を提示した1社が低入札価格審査基準価格を下回った応札額となり、落札保留としたものであります。(2) として、この結果を受けまして11月29日に応札者から積算内容等について事情聴取を行い、11月30日に低入札価格審査委員会を開催し、契約どおりの履行が可能かどうかの審査を行いました。低入札価格の事情聴取については、低入札価格失格基準第3条第1項から第12号に該当しないことを確認し、低入札価格調査については①積算内容から⑨その他の記載項目について積算内容の精査及びその他基準に照らし合わせ審査をした結果、契約どおりの履行が可能と判断し、応札者であります我妻建設株式会社を落札者に決定し、平成30年12月の4日に仮契約を締結したものでございます。

2ページをお願いします。

契約の内容であります。請負代金額1億1,340万円。消費税を除いた金額は、1億500万円であります。契約相手方であります。大崎市古川小野字馬場25番地の1、我

妻建設株式会社であります。

次に、事業の概要であります。1の施行場所については、大和町吉田地内。2の完成工期は、平成31年3月29日を予定しております。3の工事概要については、橋梁の下部工（逆T式橋台）1基を新設するものであります。

3ページについては、施工場所を記載した位置図であります。

4ページをお願いします。

橋梁の一般平面図で、赤く塗られた部分が今回の工事を行う部分となります。下段の左側ですけれども、平面図がございます。その図面の上部が下流側となるもので、今回は左岸側に1景観ふえるものでございます。また、将来の河川の真ん中になります、橋脚について道路橋の決まりごとが記載されております。示方書が改定になったため一部改修を行うものであります。

以上であります。よろしくをお願いします。

議長（馬場久雄君）

以上で説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。ございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第83号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18「委発第1号 大和町議会委員会条例の一部を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

次に、日程第18、委発第1号 大和町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。議会運営委員会委員長高平聡雄君。

議会運営委員会委員長 （高平聡雄君）

それでは、お手元にございます、委発第1号議案書をごらんいただきます。

大和町議会委員会条例の一部を改正する条例についてであります。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び大和町議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

提出理由としては、先ほど採決しました議案第73号 大和町組織見直しに伴う関係条例の整理に関する条例に基づき、大和町議会委員会条例を改正するものであります。

それでは、新旧対照表をごらんいただきます。

第2条常任委員会の名称、委員定数及びその所管でございます。第1項第2号社会文教常任委員会の所管課について、「保健福祉課」を「福祉課、健康支援課」に改め、同項第3号産業建設常任委員会の所管課について、「産業振興課」を「農林振興課、商工観光課」に改めるものでございます。

附則として、この条例は平成31年4月1日から施行するものであります。

以上が、委員会条例の改正内容であります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長 （馬場久雄君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから委発第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19「委発第2号 大和町議会会議規則の一部を改正する規則」

議長 （馬場久雄君）

日程第19、委発第2号 大和町議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。議会運営委員会委員長高平聡雄君。

議会運営委員会委員長（高平聡雄君）

それでは、お手元の委発第2号議案書をごらんいただきます。

大和町議会会議規則の一部を改正する規則についてであります。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び大和町議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

提出理由として、議会活性化調査特別委員会において調査しておりました、タブレット端末の導入について議会先行導入にすることが望ましいと今月4日の委員会で報告がございました。タブレット端末を導入することについて、会議規則を改正するものであります。

それでは、新旧対照表をごらんいただきます。

第103条品位の尊重でございます。第103条中「外とう、襟巻」を「コート、マフラー」に改め、同条中「写真機及び録音機」を「電子機器等」に改めるものでございます。

次に、第106条の次に次の1条を加えるものであります。第106条の2、情報通信端末機器の使用でございます。第1項として、議会が指定するタブレット型端末に限り使用をすることができるものとし、第2項として町長等の使用について第1項を準用することを定めるものでございます。

次に、第107条新聞等の閲読禁止でございます。第107条中「新聞紙又は書籍の類」の次に「、情報通信端末機器を用いたインターネット情報」を加えるものでございます。

附則として、この規則は平成31年1月1日から施行するものであります。

以上が、会議規則の改正内容であります。よろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

以上で説明を終わります。これから質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから委発第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年大和町議会12月定例会議を散会とし、休会といたします。

大変お疲れさまでした。ご苦労さまでした。

午後2時59分 閉 会